

**新潟県病院局管理規程第3号**

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程（令和元年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給料月額の特例)	(給料月額の特例)
<p><b>第1条</b> 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号。以下「管理職手当規程」という。）第2条の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職にある職員に係る令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号。以下「病院局給与規程」という。）第2条第1項及び新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号。以下「医師給与規程」という。）第2条の規定（以下「病院局給与規程第2条第1項等の規定」という。）によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条まで並びに<u>医師給与規程第3条及び第5条から第9条までの規定（以下「一般職員給与条例第6条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>3</b> <u>前2項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、管理職手当規程第2条に規定する職にある職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算</u></p>	<p><b>第1条</b> 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号。以下「管理職手当規程」という。）第2条の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職にある職員に係る令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号）第2条第1項及び新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）第2条の規定（以下「病院局給与規程第2条第1項等の規定」という。）によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条まで並びに<u>新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）第3条及び第5条から第9条までの規定（以下「一般職員給与条例第6条等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>

出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

- 4 前3項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第5項に規定する期末手当基礎額の加算を受ける職員に係る給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

(1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間 100分の1

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間 100分の0.5

(地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

- 第2条** 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員（病院局給与規程第1条に規定する職員に限る。以下同じ。）に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の地域手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

- 2 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項に規定する職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間の管理職手当の額は、管理職手当規程第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

(地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

- 第2条** 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4の規定（以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

- 2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、管理職手当規程第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められた額とする。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5</p> <p>3 前条第1項若しくは第2項に規定する職員に係る特例期間又は前条第3項若しくは第4項に規定する職員若しくは前条の規定の適用を受ける職員以外の職員に係る令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項前段の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2項又は第3項に規定する職員 100分の5</p> <p>(3) 前条第4項に規定する職員又は前条の規定の適用を受ける職員以外の職員 100分の3</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5</p> <p>3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、病院局給与規程第2条第1項等の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5</p>
--	--

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。